

添付法令資料 1 :

モロッコにおける集会的退職年金制度の運用を定める

1993 年 1 月 7 日付政令第 2-92-927 号 (目次)

- 第 1 編 (無題) (第 1 条～第 4 条)
  - 第 1 章 目的 (第 1 条～第 2 条)
  - 第 2 章 適用範囲 (第 3 条～第 4 条)
- 第 2 編 財源 (第 5 条～第 8 条)
- 第 3 編 加入、従前の勤続年数、権利移転及び任意加入保険 (第 9 条～第 31 条)
  - 第 1 章 加入 (第 9 条～第 12 条)
  - 第 2 章 従前の勤続年数 (第 13 条～第 20 条)
  - 第 3 章 権利移転及び買戻し (第 21 条～第 23 条)
  - 第 4 章 任意加入保険 (第 24 条～第 31 条)
- 第 4 編 保障された給付 (第 32 条～第 46 条)
  - 第 1 章 老齢年金 (第 33 条～第 36 条)
  - 第 2 章 障害年金 (第 37 条～第 38 条)
  - 第 3 章 相続人年金 (第 39 条～第 45 条)
  - 第 4 章 賞与金 (第 46 条)
- 第 5 編 財務に関する制度 (第 47 条～第 56 条)
- 第 6 編 紛争処理 (第 57 条～第 64 条)

添付法令資料 2 :

韓国不動産取引申告等に関する法律 (目次)

2016 年 12 月 2 日法律第 14340 号により一部改正 2017 年 6 月 3 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 不動産取引の申告 (第 3 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 外国人等の不動産取得等に関する特例 (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 4 章 土地取引許可区域等 (第 10 条ないし第 23 条)
- 第 5 章 不動産情報管理 (第 24 条及び第 25 条)
- 第 5 章の 2 補則 (第 25 条の 2 及び第 25 条の 3)
- 第 6 章 罰則 (第 26 条ないし第 29 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

貯蓄・貸付協同組合に関する 2011 年 10 月 27 日付モンゴル国法律 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 貯蓄・貸付協同組合の発起設立 (第 5 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 貯蓄・貸付協同組合の活動 (第 13 条ないし第 18 条)
- 第 4 章 貯蓄・貸付協同組合の組合員資格 (第 19 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 貯蓄・貸付協同組合の組織、指導管理及び内部監督 (第 28 条ないし第 42 条)
- 第 6 章 貯蓄・貸付協同組合の自己財産及び財務諸表 (第 43 条ないし第 46 条)
- 第 7 章 貯蓄・貸付協同組合の再編による設立及び解散 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 8 章 貯蓄・貸付協同組合の協会 (第 49 条ないし第 55 条)
- 第 9 章 貯蓄・貸付協同組合の活動に対し行うべき監督・検査 (第 56 条)
- 第 10 章 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任 (第 57 条及び第 57 条)

添付法令資料 4 :

IP テレビ・サービスの運営に関する 2017 年 1 月 29 日付  
インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.6 (目次)  
同年 2 月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 IP テレビ・サービス
  - 第 1 節 IP テレビ・サービスに係る運営者の義務 (第 3 条)
  - 第 2 節 コンソーシアム (第 4 条及び第 5 条)
  - 第 3 節 外国籍当事者による株式保有 (第 6 条)
  - 第 4 節 IP テレビ・サービスの範囲 (第 7 条ないし第 9 条)
  - 第 5 節 ネットワーク及び機器システム (第 10 条ないし第 14 条)
  - 第 6 節 サービス・エリア (第 15 条)
  - 第 7 節 サービスの品質 (第 16 条)
  - 第 8 節 コンテンツ (第 17 条ないし第 19 条)
  - 第 9 節 セキュリティ及び保護 (第 20 条ないし第 24 条)
- 第 3 章 IP テレビ・サービス運営に係る手続及び要件 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 4 章 IP テレビ・サービス運営の申請に対する評価 (第 27 条)
- 第 5 章 IP テレビ・サービス運営承認書 (第 28 条ないし第 30 条)
- 第 6 章 IP テレビ・サービス運営の評価及び監督 (第 31 条及び第 32 条)

- 第 7 章 行政処分（第 33 条及び第 34 条）
- 第 8 章 終則（第 35 条及び第 36 条）

添付法令資料 5 :

外国の銀行又は銀行支店に対する資本安全比率を定めるベトナム国家銀行の通知  
(目次)

2016 年 12 月 30 日付第 41/2016/TT-NHNN 号通知 / 20.01.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 5 条）
- 第 2 章 具体的規定
  - 第 1 目 資本安全比率及び自己資本（第 6 条及び第 7 条）
  - 第 2 目 信用リスクに従い計算される財産（第 8 条ないし第 15 条）
  - 第 3 目 活動リスクのために要求される資本（第 16 条）
  - 第 4 目 市場リスクのために要求される資本（第 17 条及び第 18 条）
  - 第 5 目 報告制度及び情報公布（第 19 条及び第 20 条）
- 第 3 章 国家銀行に属する各機関の責任（第 21 条及び第 22 条）
- 第 4 章 施行条項（第 23 条及び第 24 条）